



長野県報

3月12日(木)
平成27年
(2015年)
第2656号

目 次

規 則

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（建築住宅課）	2
------------------------------	---

告 示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出（保健・疾病対策課）	2
理容師法及び美容師法に基づく管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定（食品・生活衛生課）	3
都市計画事業の事業計画の変更認可（生活排水課）	3
保安林予定森林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	3
解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）	3
基本測量の実施（建設政策課）	4
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	4
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	4
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）	5
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	5
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	5
土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	5
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（3件）（都市・まちづくり課）	5
建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定の更新（建築住宅課）	6

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働課）	6
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（生活排水課）	6
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（2件）（産業政策課サービス産業振興室）	7
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課サービス産業振興室）	9
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧（農村振興課）	10
林業種苗法に基づく生産事業者の登録（森林づくり推進課）	12
都市計画道路の変更案に係る公聴会の中止（4件）（都市・まちづくり課）	12
土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	12
土地改良区連合役員の就任の届出（農地整備課）	12
警備業法に基づく検定の実施（生活安全企画課）	12

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則をここに公布します。

平成27年3月12日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第3号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

(省令第3条の規則で定める場合)

第2条 省令第3条の規則で定める場合は、建築物の敷地の地盤面が前面道路の路面の中心より低い場合とする。

(省令第4条の規則で定める距離)

第3条 省令第4条の規則で定める距離は、次の各号に掲げる前面道路の幅員に応じ、当該各号に定める距離とする。

(1) 12メートル以下の場合 6メートルに、前面道路の路面の中心から建築物の敷地の地盤面までの垂直距離を加えた距離

(2) 12メートルを超える場合 前面道路の幅員の2分の1に相当する距離に、前面道路の路面の中心から建築物の敷地の地盤面までの垂直距離を加えた距離

(省令第5条第4項の規則で定める書類)

第4条 省令第5条第4項（省令附則第3条において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、耐震診断の結果を知事が適切であると認めた者が証する書類（法第17条第3項に規定する計画の認定を受けた計画に従い耐震改修が行われた建築物にあっては、

当該計画に従い耐震改修が行われたことを証する書類）とする。

(省令第28条第2項の規則で定める書類)

第5条 省令第28条第2項の規則で定める書類は、法第17条第3項に規定する計画の認定を受けようとする計画が同項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを知事が適切であると認めた者が証する書類とする。

(省令第33条第1項及び第2項第1号の規則で定める書類)

第6条 省令第33条第1項の規則で定める書類は、同項に規定する申請書に同項第2号に掲げる書類を添えて提出する場合以外の場合にあっては、建築物が法第5条第3項第1号に規定する耐震関係規定に適合していることを知事が適切であると認めた者が証する書類とする。

2 省令第33条第2項第1号の規則で定める書類は、建築物が法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを知事が適切であると認めた者が証する書類（法第17条第3項に規定する計画の認定を受けた計画に従い耐震改修が行われた建築物にあっては、当該計画に従い耐震改修が行われたことを証する書類）とする。

(省令第37条第1項第3号の規則で定める書類)

第7条 省令第37条第1項第3号の規則で定める書類は、法第25条第1項に規定する区分所有建築物が同条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合しないことを知事が適切であると認めた者が証する書類とする。

(書類の経由)

第8条 法及び省令の規定に基づき知事に提出する書類は、報告又は申請に係る建築物の所在地を管轄する地方事務所の長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築住宅課

長野県告示第94号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成27年3月12日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

変更前の医療機関の
名称及び所在地

こもれび訪問看護ステーション
上高井郡高山村大字高井5329-2

変更後の医療機関の
名称及び所在地

こもれび訪問看護ステーション
上高井郡高山村大字高井4486-1

変更した年月日

平成27年2月1日

保健・疾病対策課